

【参考資料】

電子申請・届出システム利用案内 (地球温暖化対策計画書制度関係)

地球温暖化対策計画書・実施状況書の提出は、原則、電子申請・届出システムを用いて行います。

※ 電子申請では、県ウェブサイトから計画書等の様式をダウンロードし、記載したものを添付します。

県ウェブサイト：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

電子申請・届出システムによる提出方法は以下のとおりです。

1. あいち電子・届出システムのトップページへ（以下のアドレス）

https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action

2. 「申請団体選択」で「愛知県」を選択



地図または50音一覧から「愛知県」を選択。

3. 手続きを選択

- 1) 「手続き名」に「地球温暖化対策」と入力し、「検索」をクリック



利用者登録※する場合は
「ヘルプ」をクリック

① 「地球温暖化対策」と入力

② 「検索」をクリック

- 2) 「地球温暖化対策計画書提出書」もしくは「地球温暖化対策実施状況書提出書」を選択

手続き申込

STEP 1 STEP 2 STEP 3 STEP 4 STEP 5 STEP 6 STEP 7 STEP 8

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

表示件数 [10件](#) [20件](#) [50件](#)

手続き名	受付開始日時	受付終了日時
地球温暖化対策計画書提出書	年04月01日00時00分	随時
地球温暖化対策実施状況書提出書	年04月01日00時00分	随時

いずれかをクリック

- 3) 利用者登録せずに申し込む場合は、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック。利用者ログインする場合は、「利用者ID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック。

手続き申込

手続き名 地球温暖化対策計画書提出書

受付時期 年4月1日0時00分～

[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#) [利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

ログイン

利用者登録せずに申し込む場合はこちらをクリック

利用者ログインする場合はこちらを入力し、「ログイン」をクリック

- 4) 利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」をクリック

<利用規約>

あいち電子申請・届出システム利用規約

1. 目的
この規約は、あいち電子申請・届出システム(以下「本システム」という。)を利用して愛知県(議会、執行機関、公営企業)管理者、関係事業管理者、県警察本部(警察官を含む。)若しくはこれらに置かれる機関。)又は、愛知県内市町村(含む委任先を含む。) (以下「県内市町村」という。)にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。

2. 運営
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)が運営します。

3. 利用上の注意
本システムの利用者(以下「利用者」という。)は、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、協議会が本システムのサービスを提供します。
本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、関係のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

4. 利用環境

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけただけの情報(登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示はいたしません)を本システムに提供し、本システムを利用させていただきます。上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

「同意する」をクリック
→利用者登録せずに申し込む場合は手順4へ
→利用者ログインした場合は手順5へ

※ 利用者登録について

利用者登録することによって、本サービスへのログインが行えるようになり、ログイン後は利用者情報によるスピーディーな手続きを行うことができます。また、過去に行った申込を一覧で照会することができます。

なお、利用者登録を行わなくても「5. 申込」は可能です。

利用者登録される場合は、システム画面右上の「ヘルプ」を参照してください。

4. 連絡先メールアドレスを入力（利用者登録をしない場合のみ）

- 1) 「連絡先メールアドレス」を入力し、「完了する」をクリック

※印があるものは必須です。

連絡先メールアドレス ※
連絡先メールアドレス
(確認用) ※

- ① 「連絡先メールアドレス」
を入力

説明へ戻る

完了する

- ② 「完了する」をクリック

- 2) 受信したメールに記載されているURLにアクセス

5. 申込

- 1) 必要事項を入力する

※印があるものは必須です。

▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

提出年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

提出者住所 ※

愛知県〇〇市△△町工番地

入力文字数: 13 / 205

提出者名称(前) ※

提出者の氏を入力してください。
名称の場合
入力例) 株式会社あいち → 氏: 株式会社
株式会社

提出者名称(後) ※

提出者の名を入力してください。
名称の場合
入力例) 株式会社あいち → 名: あいち
あいち

代表者職 ※

代表取締役社長

代表者氏名 ※

氏: 愛知 名: 太郎

代表者から事務委任を受けている者の名前で提出する場合でも、本社所在地を記入してください。

代表者から事務委任を受けている者の名前で提出する場合でも、事業者名称を記入してください。

- 2) 「ファイル添付」にチェックをつけ、「添付ファイル」をクリック

通信欄

入力文字数: 0 / 200

① 「ファイル添付」にチェック

計画書の提出方法 ※ ファイル添付

計画書の添付 ※

添付ファイル

② 「添付ファイル」をクリック

■ ※

計画書の電子ファイルについては、本提出書の手続き説明画面からダウンロードし、必要事項を入力の上、画面下の「参照」ボタンによりファイルを添付してください。ただし、ファイル容量の合計が3メガバイト以内になるようにお願いします。(それを超える場合は、送信ができない場合があります。)

- 3) 「参照」をクリックして添付するファイルを選択後、「添付する」をクリック

手続き申込

添付ファイル選択

・申込に必要な添付ファイルを選択してください。
・【参照】をクリックして対象ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。
・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。

手続き名	地球温暖化対策計画書提出書
項目名	計画書の添付
添付できるファイル数	5

■添付ファイル

ファイル選択

添付する

参照...

① 「参照」をクリックして添付するファイルを選択

② 「添付する」をクリック

入力へ戻る

- 4) 「入力へ戻る」をクリック

■添付ファイル

ファイル選択

添付する

参照...

添付結果

H 計画書(株式会社あいち).xls 削除

「入力へ戻る」をクリック

入力へ戻る

5) 「提出先」をプルダウンから選択

提出先 ※

以下のプルダウンより選択

- 選択してください
- 東三河総局県民環境部環境保全課
 - 東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課
 - 尾張県民事務所環境保全課
 - 海部県民センター環境保全課
 - 知多県民センター環境保全課
 - 西三河県民事務所環境保全課
 - 西三河県民事務所豊田加茂環境保全課

- ※ 計画書等で記入した県内（名古屋市を除く）の主たる工場等の所在地を所管する県事務所等を選択してください。
- ※ 実施状況書を提出する場合は、必ず計画書の提出時に選択した提出先をお選びください。

6) 「確認へ進む」をクリック

※入力中の申込データをパソコンに一時保存し、※一時保存した申込データを再度読み込みます。

「確認へ進む」をクリック

7) 申し込み内容を確認後、「申込み」をクリック

申込確認

地球温暖化対策計画書提出書

提出年月日	平成■■年■■月■■日
提出者住所	愛知県〇〇市△△町□□番地
提出者名称(前)	株式会社
提出者名称(後)	あいち
代表者職	代表取締役社長
代表者氏名	愛知 太郎

通信欄

計画書の提出方法	ファイル添付
計画書の添付	H■■計画書(株式会社あいち).xls

■ ※

提出先	東三河総局県民環境部環境保全課
-----	-----------------

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

「申込み」をクリック

6. 申込完了

整理番号とパスワードが発行されます。

整理番号とパスワードは、利用者登録せずに申し込んだ方が「申込内容照会」を行う場合に必要となります（利用者登録し、利用者ログインを行って申し込んだ場合は、整理番号／パスワードを入力しなくとも、利用者ログインのみで申込内容照会機能を利用することができます。）。

日本標準産業分類 (2023年6月改定)

大分類		中分類	
A	農林、林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業(水産養殖業を除く)
		4	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業		
31	輸送用機械器具製造業		
32	その他の製造業		
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

大分類		中分類	
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
61	無店舗小売業		
J	金融業、保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育、学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業(別掲を除く)
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業